

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

特別徴収義務者の指定番号

No.

松茂町長 殿

所在地

名称

平成 年 月 日提出

代表者職氏名

印

松茂町税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の特例について承認方を申請します。

1. 特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる徴収義務者は、以前から給与所得の支払いを受ける者の人数が常時10人未満である徴収義務者です。
- (2) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いに係る給与所得及び退職所得から特別徴収した町県民税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納付することになります。

6月から//月までの支給分 / 2月/0日まで

/ 2月から翌年の5月までの支給分 翌年6月/0日まで

- (3) 納期の特例について承認を受けていた者は、以前から給与所得の支払いを受ける者が、常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく町長に届け出なければなりません。

◎ 滞納や著しい納付遅延があるような者については、その特例の承認を受けられないことがあります。

〈注意〉また、この承認を受けても、遅納したり、納付を遅延したりすると、この特例の承認を取り消されることがありますから、特に御注意願います。